

令和4年度九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会
廃プラスチック類の最終処分量等削減及びマテリアル・ケミカルリサイクル
促進事業に係る実態調査業務委託の公募について

1 事業名

令和4年度九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会廃プラスチック類の最終処分量等削減及びマテリアル・ケミカルリサイクル促進事業に係る実態調査業務委託

2 目的

本事業は、廃プラスチック類（有価物として取り扱われるものを含む。以下同じ。）の発生から最終処分又はリサイクルまでの一連の流れを確認するとともに、プラスチックの種類・性状ごとの発生量や現状の処理方法・能力等について実態を把握し、九都県市域内における問題点や課題を整理するため、実態調査業務を実施するものである。

具体的には、九都県市域内での廃プラスチック類のリサイクル状況、リサイクラーの分布や処理実態、各プラスチック種類・性状ごとの有価・無価性、九都県市域内のリサイクラーの分布図・リサイクル処理能力などに関する調査を実施し、課題の整理を行うとともに今後の行政施策に活用することを目的とする。

※「九都県市」とは、九都県市首脳会議の構成自治体である、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市をいう。

3 委託業務の概要

- (1) 委託業務名 令和4年度九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会廃プラスチック類の最終処分量等削減及びマテリアル・ケミカルリサイクル促進事業に係る実態調査業務委託
- (2) 委託業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和5年3月15日（水）まで
- (4) 委託金額 5,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を上限とする
- (5) 支払方法 業務完了後一括払い

4 受注者の選定方法

公募型プロポーザル形式で行う。

5 応募資格

- (1) 事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な組織、人員等を有していること。又はこれらを調達することができること。
- (2) 事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (3) 本事業の実施に当たって、発注者等との連絡調整や打合せに迅速かつ適切に対応できること。
- (4) 次のいずれかに該当すること。

ア 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市又は相模原市のいずれかの入札参加資格を有していること。また、本プロポーザルの周知（通知）日から契約締結までの間、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市又は相模原市から入札参加停止・除外の措置を受けている期間がない者であること。

イ 本プロポーザルの周知（通知）日から契約締結までの間、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項にお

いて準用する場合も含む。)の規定に該当する者でないこと。

6 応募書類等の交付

(1) 交付方法

「九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会」ウェブサイトからダウンロードすること

(<https://www.re-square.jp/>)

(2) 交付期間

令和4年5月23日(月)から5月27日(金)午後5時まで

7 本件に関する説明会

本件に関する説明会は開催しない。本件の内容に関する質問がある場合については、「10 質問及び回答」を参照すること。

8 本件への参加意思の表明

本件に参加する事業者は、以下のとおり参加意向申出書を提出すること。

(1) 提出書類

参加意向申出書

(2) 提出期間

令和4年5月23日(月)から5月27日(金)午後5時まで必着

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は、発送時に電話連絡を行うこと。

(4) 提出先

「16 事業担当(問合せ先及び提出先)」を参照すること。

9 提案資格の通知

「5 応募資格」の(1)から(4)の応募資格を満たすか確認し、参加意向申出書を提出した者に結果を通知する。

(1) 通知日

令和4年6月3日(金)までに通知する。

(2) 通知方法

電子メールにより通知書を送付する。

10 質問及び回答

本件の内容に関して質問がある場合は、以下の方法で質問を行うことができる。なお、質問に際しては、以下の事項を遵守すること。

(1) 受付期間

令和4年6月3日(金)から6月10日(金)午後5時まで必着

(2) 質問方法

質問書に記載し、電子メールにより提出すること。電子メールの送信後、必ず受信確認の電話連絡を行うこと。

※電子メール以外の方法による質問には回答しない。

※受付期間外の質問には回答しない。

(3) 提出先

「16 事業担当(問合せ先及び提出先)」を参照すること。

(4) 回答方法

質問の内容及び回答は、令和4年6月15日(水)までに「九都県市首脳会議廃棄

物問題検討委員会」のウェブサイト (<https://www.re-square.jp/>) に掲載する。なお、質問者の名称は非公開とする。

11 企画提案内容

別紙「令和4年度九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会廃プラスチック類の最終処分量等削減及びマテリアル・ケミカルリサイクル促進事業に係る実態調査業務委託」の内容を十分に踏まえ、以下の業務について企画提案をすること。

(1) 九都県市域内での廃プラスチック類のリサイクル状況の調査手法

(2) 九都県市域内のリサイクラーの調査手法

ア リサイクラーの数の調査方法、調査項目及び調査数案

イ リサイクラーの処理実態のアンケート調査又は現地調査の調査方法、調査項目及び調査数案

ウ 統計分析及び評価の手法

(3) その他、廃プラスチック類のマテリアル・ケミカルリサイクル率向上及び最終処分量削減の課題抽出に係る調査の調査項目及び調査手法

<調査項目例>

●プラスチック樹脂関係団体組織の動向把握（アンケート調査）

●プラスチック資源循環法が業界に与える影響予測

●優れた廃プラスチック類排出抑制事例

●マテリアル・ケミカルリサイクル（ボトル to ボトルの取組など）の将来性

●最新のマテリアル・ケミカルリサイクル技術・リサイクル事例及びリサイクル製品

●今後の新規リサイクル施設等の整備計画

●プラスチック製品をマテリアル・ケミカル・サーマルリサイクル又は単純焼却等の後に最終処分した場合のそれぞれのエネルギー削減・CO₂削減効果等の調査及びリサイクル方式ごとの費用対効果の調査

(4) 報告書様式

12 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画概要書 ※提案内容を簡潔に1枚にまとめたもの

イ 企画提案書

(ア) 「11 企画提案内容」の(1)から(4)について、企画の趣旨及び具体的な事業内容を説明したもの

(イ) 業務実施体制（組織体制、実施責任者、担当者）

ウ 経費見積書

経費区分（人件費、事業費、一般管理費、消費税及び地方消費税の総額）ごとに、所要経費を積算すること（各経費の算出根拠も併せて明記）

エ 添付書類

(ア) 提案者の概要説明書（パンフレット可）

窓口担当者の氏名、電話番号、ファックス番号、メールアドレス等を含む

(イ) 事業実績説明書

類似事業実績、自治体委託業務実績等について、年度、件名、内容などを簡潔にまとめたもの

(2) 提出部数

10部

(3) 規格

- ア 原則としてA4サイズ横版の書面で提出すること
- イ 10部のうち、1部のみ表紙に法人名を記載し、残りの9部については発注者が別途指定する「管理用アルファベット」とすること。また、添付資料に法人名が記載される場合についても同様とする。
- (4) 提出期間
令和4年6月15日（水）から6月30日（木）午後5時まで必着
- (5) 提出方法
持参、郵便又は宅配便で送付
※電子メール、ファックスによる提出は不可
- (6) 提出先
「16 事業担当（問合せ先及び提出先）」を参照すること

13 委託先の選定及び委託契約の締結

(1) 審査基準

項目		評価のポイント	配点
履行体制及び 業務実績等	履行体制	業務の専門性と見合った人員体制が組まれているか。	5
	業務実績	業務内容に精通している知識、経験があると考えられるか。	10
	経費見積の適切性	業務に見合った内容で、適切に経費が見積もられているか。	5
業務内容の 妥当性	(1) 九都県市域内での廃プラスチック類のリサイクル状況の調査手法	ア スケジュールと体制は妥当か。 イ 目的に則した実現性が高い調査内容になっているか。	10
	(2) 九都県市域内のリサイクラーの調査手法	ア スケジュールと体制は妥当か。 イ 目的に則した実現性が高い調査内容になっているか。 ウ アンケート調査又は現地調査の内容は適切か	25
	(3) その他、廃プラスチック類のマテリアル・ケミカルリサイクル率向上及び最終処分量削減の課題抽出に係る調査の調査項目及び調査手法	ア スケジュールと体制は妥当か。 イ 課題抽出に必要な調査項目となっているか。 ウ 目的に則した実現性が高い調査内容になっているか。	10
	(4) 報告書様式	シンプルで分かりやすく汎用的に活用できるものか。	5
その他	総合判断	企画提案全体の印象度	10
総合得点			80

参加者が1者の場合でも審査を実施し、九都県市構成自治体がそれぞれ審査基準に基づき評価点を付け、その総合評価点が6割（432点）以上に達しない場合、事業者を選定せず、再度選定を行う場合がある。

(2) 審査方法

公募締め切り後、提案者からの提出書類により、審査を実施する。

委託先は、「(1)審査基準」を基に企画提案書の内容、履行体制及び業務実績等を総合的に判断して選定する。合計点数が最も高い者が2者以上あった場合は、1者になるまで以下の順に選定を行う。

ア 評価項目のうち「総合判断」の合計点が最も高い者を第1位として選定する。

イ 「総合判断」の合計点が同点だった場合、くじ引きで決定する。

なお、全ての審査を終了し、採用企画案が決定するまでは、審査委員に提案者名を公表しない。また、審査経過等に関する問合せには応じない。

(3) 審査結果の連絡

審査結果は、全ての提案者に対して通知する。

(4) 契約の締結

審査結果の通知後、受注者と本事業に係る委託契約締結の手続を行う。

14 辞退届

参加意思表明書の提出後、本件への参加を辞退する場合は、速やかに下記書類を提出すること。

(1) 提出書類

辞退届

(2) 提出方法

持参又は郵送

(3) 提出先

「16 事業担当（問合せ先及び提出先）」を参照すること。

15 その他

(1) 著作権等

本事業に当たり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受注者の費用をもって処理すること。

(2) 費用の負担

企画提案書作成に生じた経費等、応募に関する費用は全て提案者の負担とする。

(3) 応募書類の取扱い

提出された書類は、本事業に係る目的以外には使用しない。なお、提案者へ返却しない。

16 事業担当（問合せ先及び提出先）

九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会事務局（埼玉県環境部産業廃棄物指導課）

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話 048-830-3136

E-Mail a3120-07@pref.saitama.lg.jp